

「青森工芸品フランス国際見本市出展業務」仕様書

1 業務の目的

海外への販路開拓に意欲ある青森県内工芸品製造者ととも、海外での販路開拓に必要な知識等を習得しながら、フランスパリ市で開催される国際見本市（メゾン・エ・オブジェ・パリ 2020年1月展）へ出展することにより、本県工芸品の認知度を高めつつ、海外バイヤーとの商談機会を創出し、海外への販路開拓を支援する。

<メゾン・エ・オブジェ・パリ 2020年1月展の概要>

- 会 期：令和2年1月17日（金）～21日（火）
- 会 場：ノールヴィルパント見本市会場（フランスパリ市）
- 主催者：SAFI（日本窓口：株式会社 DEAI）

<青森県ブースの概要>

- 出展小間数：6小間（54㎡）程度
- 参加事業者：青森県内工芸品製造者8社程度

2 委託業務名

「青森工芸品フランス国際見本市出展業務」

3 業務の内容

（1）出展手続き

見本市主催者と調整を行い、出展申込み及び出展料の支払いなど、出展に係る一切の手続きを行うこと。

また、参加事業者向けに出展に係る手続き等の資料を作成し、参加事業者が出展に係る事務作業を円滑に行うことができるようサポートすること。

なお、青森県ブースとして、6小間（54㎡）程度を確保することとし、出展料等は、受託者から主催者へ直接支払うこと。

（2）出展に係るアドバイス

県とともに参加事業者を訪問し、青森県ブースのコンセプトや広報物制作のための取材を行うとともに、海外バイヤーへの訴求力のある商品を出展するためのアドバイスを行うこと。

また、参加事業者向けに海外取引に必要な基礎知識の習得を目的としたセミナーを青森市内で1回開催すること。

なお、セミナー会場の借上に係る経費については、別途県が負担する。

（3）出展品等の運搬

参加事業者と連絡調整しながら、必要書類を作成し、出展商品を見本市会場まで輸送すること。

また、見本市終了後には出展商品を参加事業者あて返送すること。

なお、出展商品の運送料、関税、VAT等の経費については参加事業者が負担する。

(4) 青森県ブースの企画・設営

青森県として様々な分野の商品をまとめて出展するため、出展商品全体を統一しながら青森県の自然、歴史、文化等を背景にしたコンセプトを策定し、そのコンセプトを踏まえたブースデザインとすること。特に、見本市会場は11万㎡もの広大な会場に、9万人ものバイヤー等が来場するため、ひと目で印象に残り、訪問したくなるようなものであるとともに、他国及び国内他地域との差別化が明確で、日本の青森県の工芸品であることが記憶に残るものであること。

なお、コンセプト及びブースデザインについては、県と受託者が協議の上、決定する。

また、展示に必要な什器等を用意し、ブースの施工、装飾、商品ディスプレイを行うとともに、見本市終了後には、ブースの撤去を行うこと。

(5) 青森県ブースの運営

見本市期間中は、パンフレットの配布等によりバイヤーを青森県ブースに呼び込むとともに出展商品のPRを行うなど、参加事業者とバイヤーの商談が円滑に進められるようサポートに必要な人員を配置すること。

また、参加事業者とバイヤーの商談のため、英語及びフランス語が堪能な通訳を適正に配置すること。

(6) 広報物の制作等

国際見本市の出展について、出展商品を紹介するパンフレットを制作し、HP等の広告媒体により、事前に現地バイヤー等に対し広く情報発信するとともに、見本市会場で配布すること。

また、出展商品の製作工程や職人の伝統技術、企業風土等について、映像等を活用したプロモーションを行うこと。

なお、パンフレット及び映像等の仕様については、県と受託者が協議の上、決定する。

(7) アフターフォロー

見本市終了後に、商談結果を取りまとめるとともに、必要に応じてバイヤーへ商談内容の確認など、参加事業者のフォローを行うこと。

(8) 報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、令和2年2月14日までに青森県に提出すること。

4 履行期限

令和2年2月14日（金）

5 成果品

- (1) 業務実績報告書
- (2) 広報物の電子データ（CD-Rにより納品すること）

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、青森県と協議するものとする。
- (2) 本委託業務において制作したデザイン、写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、全て青森県に帰属するものとする。